

～このページは平成29年度における情報です～

日野市医師会

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定健康診査受診券
 - ・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 市民(住民登録がある)以外の方も受診可能です
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前に電話での確認をお勧めします。
- ・他市在住の方は「基本的な健診の項目」と「詳細な健診」が受診できます。
- ・日野市民(住民登録のある)の方は、上記健診の他に、日野市の追加項目が受診できます。